資料1

議題１　登録統計調査員の確保について（江南市提出）

市名	回答		
	（１）登録調査員の任期や年齢をどのように設定しているか （他に条件があれば記入）	（２）要綱・運用等の見直しで好転した例があるか	【「有」の場合】　具体的な事例
名古屋市	本市においては、調査員の登録事務を各区役所にて行っておりますが、調査員の登録に際し、年齢や任期について特段条件を設けておりません。	無	
豊橋市	・登録調査員について、任期や年齢の上限は設定していない。 ・年に１回登録調査員に対し、登録継続について意向確認を行っており、継続しない意思が確認できた者については、登録を削除している。		
岡崎市	（資格） 第２条　登録する統計調査員候補者（以下「登録調査員」という。）は、次の条件を満たす者とする。 ⑴　満20歳以上で、心身ともに健康であること。 ⑵　責任をもって調査事務を遂行できること。 ⑶　秘密の保護に関し信頼のおけること。 ⑷　人格が円満であって、常識を有し、接遇上の問題がないこと。 ⑸　統計調査員としての仕事の性質上、不適当と思われる職業又は経歴を有しないこと。 （任期） 第４条　登録調査員の登録期間は、登録の日から起算して３年を超えない期間で市長が定める日までとする。ただし、再登録を妨げない。	無	
一宮市	市ウェブサイトにおいて以下の条件で登録調査員の募集を行っている。 （1）市内在住または市内での活動が可能な満20歳以上の方 （2）責任を持って調査事務を遂行できる方 （3）調査により知り得た秘密の保持ができる方 （4）税務・警察・選挙に直接関係のない方 （5）暴力団員でない方、暴力団または暴力団員と密接な関係を有していない方 （6）その他調査活動に支障のない方	無	
瀬戸市	設置要綱では任期について4年と定めています。年齢については、20歳以上と定めていますが、上限の定めはありません。	無	
半田市	年齢：満20歳以上75歳未満	無	
春日井市	任期、年齢ともに要綱にて規定している。（※ただし、要綱では任期ではなく、登録の期間としている。） 登録期間：２年 年齢：満20歳以上 【参考】春日井市登録統計調査員に関する要綱（抜粋） （要件） 第３条　統計調査員は、次の各号のいずれにも該当する者とする。 ⑴　満20歳以上の者 ⑵　責任をもって調査事務を遂行できる者 ⑶　税務又は警察に直接関係のない者 ⑷　選挙に直接関係のない者 ⑸　暴力団その他の反社会的勢力に関係のない者 （登録） 第５条　市長は、前条の申出のあった者のうち適当と認める者を統計調査員として登録するものとする。 ２　統計調査員の登録の期間は、２年とする。ただし、再登録を妨げない。 ３　統計調査員に欠員が生じたときに補完する場合の登録期間は、前任者の残任期間とする。	無	
豊川市	任期はありません。 年齢については原則２０歳から７５歳だが、下記の但し書きにより７５歳以上も多数登録されています。 （ただし、７５歳以上であっても、統計調査の経験を有する者はこの限りではない。）	無	

議題１　登録統計調査員の確保について（江南市提出）

市名	回答		
	（１）登録調査員の任期や年齢をどのように設定しているか （他に条件があれば記入）	（２）要綱・運用等の見直しで好転した例があるか	【「有」の場合】　具体的な事例
津　島　市	津島市では、津島市登録調査員登録要綱上、年齢制限については第２条で「年齢が原則として満20歳以上の者であること。」としているが、上限については設定していない。（現時点で登録要綱施行の平成27年４月１日以後20歳以下の登録調査員は存在せず、登録希望もない。） また、登録期間は第４条で「登録調査員の登録機関は、登録の日から起算して３年を経過した日以後における最初の３月31日までとする。ただし、登録調査員本人により、再登録を希望しない旨の申し出がないかぎり、引き続き再登録するものとする。」としており、自動更新としている。各年度末に登録調査員を対象にアンケートを送付しており、そこで再登録を希望しない旨の確認を行っている。 このような形態上、事実上休眠状態の登録調査員も一定数存在しており、他自治体同様新規登録調査員の確保を必要としている。	無	
碧　南　市	会則にて任期２年（満６４歳に達した場合は１年）とし、選任基準指針として退職年齢７５歳としています。	有	定年延長を行ったことにより、調査員確保につながりました。
刈　谷　市	任期は２年とし、再任可能です。 年齢について、要件はありません。 その他、各種統計の調査員として経験を有する者若しくは統計に対して熱意を有する者を条件としています。	無	
豊　田　市	【参考】豊田市常任統計調査員設置要綱（抜粋） （委嘱） 第４条　調査員は、各種統計調査員として経験を有する者又は統計に対して誠意のある者で満２０歳以上のもののうちから市長が委嘱する。 （任期） 第５条　調査員の任期は３年とし、再任を妨げない。ただし、調査員に欠員が生じた場合に委嘱を受けた調査員の任期は、前任者の残任期間とする。	無	
安　城　市	「安城市登録統計調査員設置要綱」により、定数１００名を限度として任期３年としており、再登録を可としている。調査員は、次に掲げるものを除き、満２０歳以上の心身ともに健全で、統計に関し理解と熱意を有し、責任を持って調査事務を遂行できる者としている。 （１）警察職員又は税務職員 （２）新聞記者等報道関係に勤務する者 （３）興信所、探偵業者、調査会社等に勤務する者 （４）選挙運動等に直接かかわる者 （５）禁錮以上の刑に処せられ、その執行を受けている者又はその執行を猶予されている者 （６）懲戒解雇（懲戒免職を含む。）の処分を受け、当該処分の日から２年を経過していない者 （７）暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者 （８）その他市長が調査員として適当でないと認める者	無	
西　尾　市	西尾市登録統計調査員制度設置要綱にて任期や年齢要件を設定しています。 要綱抜粋 第3条　統計調査員は、次の各号に定める者のうちから本人の申出により登録する。 (1) 年齢が原則として満20歳以上の者 (2) 調査の内容を十分に理解できる者 (3) 調査活動に従事でき、調査に熱意のある者 (4) 調査対象と利害関係のない者 (5) 税務及び警察等の事務に直接関係のない者 第6号、第7号省略 第8条　統計調査員は、満70歳の誕生日の属する年度をもって登録を抹消するものとする。ただし、引き続き調査に従事し、活動に支障がないと認められる者は、この限りではない。	無	
蒲　郡　市	本件に関する要綱・要領を制定しておりませんので、任期や年齢の縛りはございません。縛りがないため、汎用的な運用が可能ではありますが、統計調査員の確保は本市でも大変苦慮しております。	無	

議題１　登録統計調査員の確保について（江南市提出）

市名	回答		
	（１）登録調査員の任期や年齢をどのように設定しているか （他に条件があれば記入）	（２）要綱・運用等の見直しで好転した例があるか	【「有」の場合】　具体的な事例
犬　山　市	任期は特に設定していません。犬山市登録統計調査員制度要綱で登録期間は年度単位とし、本人から申し出がない限り、自動的に翌年度の１年間の登録更新がされます(定年なし）。また、「登録要件」として「満２０歳以上で心身共に健康であること。」と定めています。 （登録の要件） 第２条　登録調査員として登録する者は、次に掲げる要件を満たすものとする。 （１）　満20歳以上で心身共に健康であること。 （２）　責任を持って統計調査に係る事務を行えること。 （３）　国税徴収法（昭和34年法律第147号）第２条第11号に規定する徴収職員又は地方税法（昭和25年法律第226号）第１条第１項第３号に規定する徴税吏員でないこと。 （４）　警察法（昭和29年法律第162号）第34条第１項及び第55条第１項に規定する警察官でないこと。 （５）　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第２号に規定する暴力団その他の反社会的勢力の構成員でないこと。 （６）　公職選挙法（昭和25年法律第100号）第３条に規定する公職の選挙に直接関係するものでないこと。 （登録の有効期間） 第４条　前条第２項の登録の有効期間は、１年間（年度の途中において登録した者にあっては、当該登録をした日からその日の属する年度の３月31日まで）とする。 ２　前項の有効期間は、その有効期間が満了する日の１月前までに、登録調査員から更新しない旨の申出がなされないときは、１年間更新されるものとする。	無	
常　滑　市	当市では統計登録調査員の要綱等は定めておらず、任期や年齢制限もありません。登録者については国勢調査の調査員募集のタイミングで、登録を継続するか問う旨の通知を送付し、返信のないものについては登録を抹消している。（R2国調は５人抹消）	無	
江　南　市	任期は２年で再任を妨げないものとし、登録者に対しては２年毎に登録継続の意思確認を行っています。年齢は満２０歳以上かつ満７５歳未満の者と設定していますが、登録を継続し満７５歳以上となる場合であって、調査の実績が優れており、心身が健康であるときは引き続き登録をお願いしています。	無	
小　牧　市	小牧市統計調査員登録制度実施要綱第３条において、統計調査に対して熱意のある満２０歳以上の市内に居住する者としており、年齢の上限は定めていない。また、第６条において、登録期間は２年であり、再登録を妨げるものではない。	無	
稲　沢　市	稲沢市登録統計調査員設置要綱において、登録期間は２年とし、登録を更新することができるとしている。年齢は特に定めていない。	有	令和２年１月に要綱を改正し「更新年度の４月１日現在において満７０歳を超えるときは、登録を更新することができない。ただし、当該日に調査活動中の者が満７０歳を超えている場合は、１回に限り登録を更新することができる」という規定をなくしたことで、経験豊富な調査員の登録継続が可能になった。しかし、調査員の高齢化や新規調査員の確保は依然として大きな課題である。
新　城　市	本市には登録調査員設置要綱等がないため、任期や年齢に関しての基準がありません。	有	昨年度まで３年間、高年齢者を対象とした雇用促進協議会があり、就労を希望する方へ情報提供しておりました。 その協議会からの紹介により、６名の新規登録がありました。

議題１　登録統計調査員の確保について（江南市提出）

市名	回答		
	（１）登録調査員の任期や年齢をどのように設定しているか （他に条件があれば記入）	（２）要綱・運用等の見直しで好転した例があるか	【「有」の場合】　具体的な事例
東　海　市	【参考】東海市登録統計調査員事務取扱要領（抜粋） （資格要件） 第３条　登録統計調査員は、各種統計調査員として経験を有する者又は統計調査に対して熱意を有する者で、市内に在住する２０歳以上の者とする。ただし、次に掲げる者は、登録することができない。 …　国税徴収法（昭和３４年法律第１４７号）第２条第１１号に規定する徴収職員及び地方税法（昭和２５年法律第２２６号）第１条第１項第３号に規定する徴税吏員 🔍　警察法（昭和２９年法律第１６２号）第３４条第１項及び第５５条第１項に規定する警察官 ・　被選挙者及び選挙事務所の職員など選挙に直接関係のある者 －　暴力団員及び暴力団若しくは暴力団員と密接な関係のある者 ＋　登録統計調査員として不適当と思われる者 任期については設定しておらず、要領第７条に該当した場合に登録を抹消している。 （登録の抹消） 第７条　登録統計調査員が次のいずれかに該当するときは、市長は登録を抹消することができる。 …　登録統計調査員から、辞職の申し出があったとき 🔍　第３条に定める資格要件を欠くに至ったと認められるとき ・　第５条に定める秘密の保持に違反したとき －　登録統計調査員として不適当と思われるとき ＋　病気その他の理由により統計調査事務に従事できないと認められるとき	有	平成28年11月までは資格要件に年齢上限を65歳に達するまでと定めており、調査員が年齢上限に達した際、登録の抹消をしていたが、65歳以上でも優秀な調査員が多数いたため、平成28年11月に要領を見直し、年齢上限を廃止したことで、65歳以上の優秀な登録統計調査員を確保している。
大　府　市	本市では任期及び年齢についての設定はしておりません。	無	
知　多　市	本市では、登録調査員の任期や年齢等の条件ついて、特に基準を設定しておりません。	無	
知　立　市	登録調査員の任期及び年齢は、満20歳以上、任期は２年と要綱上で定めているのみである。本市においても2年毎に統計調査員の更新手続を行っているが、調査員の減少及び高齢化が課題となっている。	無	
尾張旭市	要綱等で定めてはいませんが、県の調査員の推薦基準に合わせ、原則として満20歳以上としています。年齢の上限や任期については、特に設けていません。	無	
高　浜　市	・統計調査員の任期は、１年（再任は妨げない） ・原則として５年以上調査活動に従事でき、年齢が満２０歳以上の者であること。	無	
岩　倉　市	設定：岩倉市常任統計調査員設置要綱（昭和４９年４月１日施行） 任期：1年 年齢及びその他条件：岩倉市常任統計調査員設置要綱第４条「調査員は各種統計調査員として経験を有するもの、若しくは統計に対して熱意のある満２０歳以上のものとする。」	無	
豊　明　市	任期は２年。ただし、再任は妨げない。 市内に在住する満20歳以上75歳未満の者。ただし、年齢制限については、市長が必要と認める場合は、この限りではない。	有	年齢制限を65歳未満から75歳未満に引き上げたことにより、令和３年度には65歳以上の調査員３名が新規登録できた。
日　進　市	登録調査員の任期は３年毎であり、３年毎に継続意思の確認を行っている。条件として、①年齢は満20歳以上、②業務遂行に対し責任感のある者、③調査対象に利害関係のない者、④税関係の職にない者としている。	無	
田　原　市	任期は特に定めておらず、年齢は２０歳以上としている。	無	
愛　西　市	基本的には愛知県の定める基準に従い、設定しております。 応募要件として、年齢は20歳以上70歳未満としておりますが、任期は定めておりません。そのため、現在70歳以上で継続して登録いただいてる調査員の方々が多数みえます。	無	

議題１　登録統計調査員の確保について（江南市提出）

市名	回答		
	（１）登録調査員の任期や年齢をどのように設定しているか （他に条件があれば記入）	（２）要綱・運用等の見直しで好転した例があるか	【「有」の場合】　具体的な事例
清　須　市	（資格） 第４条　調査員の資格は、満20歳以上満75歳以下の者で、統計調査事務を適正に執行する能力を有する者とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する者は除くものとする。 ⑴　国税徴収法（昭和34年法律第147号）第２条第11号に規定する徴収職員及び地方税法（昭和25年法律第226号）第１条第１項第３号に規定する徴税吏員 ⑵　警察法（昭和29年法律第162号）第34条第１項及び第55条第１項に規定する警察官 （登録期間） 第６条　調査員の登録期間は、登録した年度の翌年度の３月31日までとする。ただし、更新することを妨げない。	無	
北名古屋市	北名古屋市登録統計調査員制度実施要綱（抜粋） (登録資格) 第2条　登録統計調査員の登録を受けることのできる者は、市内に居住する満20歳以上の者とし、次の各号のいずれかに該当する者とする。 (1)　公募に応募した者 (2)　個人又は団体等から推薦のあった者 (3)　統計調査員として経験のある者 (登録期間) 第4条　登録統計調査員の登録期間は、1年とする。ただし、年度の途中において登録された者の登録期間はその年度の末日までとする。 2　登録は、第5条に規定する場合を除き自動的に更新されるものとする。	無	
弥　富　市	弥富市統計調査員登録要綱(抜粋) (登録の要件) 第２条　統計調査員登録制度に登録する統計調査員の候補者（以下「登録調査員」という。）は、次の各号の要件をいずれも満たすものとする。 (1)　年齢が満20歳以上である者 (2)　責任をもって調査事務を遂行できる者 (3)　職務上知り得た秘密の保持等に関し、十分信頼できる者 (4)　調査内容を十分理解し、職務を円滑に遂行できる者 (5)　税務又は警察の事務に直接関係のない者 (6)　公職の候補者の選挙活動に直接関係のない者 (7)　暴力団員又は暴力団員と密接な関係を有する者でないこと (登録期間) 第６条　登録調査員の登録期間は、登録の日から該当登録の日の属する年度の翌々年度の末日までとする。ただし、登録調査員本人により、再登録を希望しない旨の申出がないかぎり、引き続き再登録するものとする。	無	
みよし市	・任期：登録の日から3年を経過した以後における最初の年度末とする。再登録も可能。 ・年齢：申請時に満20歳以上の者 ・税務、警察および選挙に直接関係のない者	無	
あ　ま　市	年齢が満20歳以上である者という条件があるものの、任期を設けていません。 登録統計調査員の高齢化や登録解除が多くあり、当市も登録者数は年々減少傾向にあります。令和２年の国勢調査においても職員の親族を動員する現状となっています。	無	
長久手市	特に条件は設定していない。 不定期で継続の意思を確認し、整理を行っている。	無	―